

国立市工事請負等最低制限価格設定基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、工事請負及び委託業務契約等の透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除及び良好な履行の確保並びに適正な下請契約等の確保を図るために最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、「最低制限価格」とは、国立市契約事務規則(昭和 39 年 6 月国立市規則第 19 号)第 33 条の規定に定められたものをいう。

(対象)

第 3 条 次の各号に掲げる契約について、最低制限価格を設定するものとする。

- (1) 1 件の設計金額が 1000 万円以上の工事請負契約で価格競争に付するもの。
- (2) 1 件の設計金額が 500 万円以上の委託契約で価格競争に付するもの。

(周知方法)

第 4 条 指名通知書により通知するものとする。

(決定方法)

第 5 条 最低制限価格の決定方法は、国立市契約事務規則第 34 条の規定に基づくものとする。

- 2 前項の規定により決定する最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額とする。ただし、当該額が、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超えるときは当該 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たないときは当該 10 分の 7 を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
- 3 直接工事費に現場管理費に相当する額（以下「現場管理費相当額」という）を含む場合には、直接工事費は現場管理費相当額を減じて算出し、現場管理費は現場管理費相当額を加えて算出する。
- 4 前項の場合において、現場管理費相当額を明確に区分することが困難な場合には、直接工事費の 10 分の 1、昇降機設備工事にあつては 10 分の 2 を乗じた額を現場管理費相当額とする。

- 5 特別な事情により前3項の規定による最低制限価格の算出が適当でないと認めるときは、予定価格に10分の9から10分の7までの範囲において適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(開示)

第6条 最低制限価格については、事後においても非開示とする。

付 則

この基準は、平成21年2月1日以後に実施する入札及び見積行為から適用する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日以後に実施する入札及び見積行為から適用する。